

申請のフローチャート

設立構想

NPO法人の設立者（発起人）が集まり次のような事項について検討します。

- ・ 10人以上の社員の確保
- ・ 設立趣旨書の作成
- ・ 定款の起草（団体の理念、目的、事業の範囲・内容の検討）
- ・ 総会・理事会、事務局等組織案の検討
- ・ 役員案（親族の制限、欠格事由などの確認）の検討
- ・ 事業計画・予算案の作成

各種書類の準備

- 申請に必要な書類を取り寄せて、添付書類を準備します。
- ・ 認証申請関係書類（様式は大阪府のホームページからダウンロードできます）

設立総会前に、定款、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書等について、阪南市で、事前相談を受けることができます。
予約制としていますので、あらかじめ、電話等でお問い合わせください。

設立総会

設立当初の社員が集まって、設立総会を開催します。
 設立総会では、設立当初の役員を選任、法人認証申請に必要な書類の承認、申請手続の委任などを行います。

設立認証申請

申請書と添付書類を阪南市長へ提出します。書類不備のために不認証とならないよう十分注意してください。

収 受 理

申請書を収受し、受理できるか申請書類の確認をします。

公 告 ・ 公 表 縦 覧

阪南市掲示板に申請があった旨を公告するとともに、市ウェブサイトにおいて公表します。

公表事項：申請のあった年月日・特定添付書類（※）に記載された事項
 ※特定添付書類…提出された書類の一部で、役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたものをいいます。

阪南市長

申請関係書類は、阪南市において申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧（もの（書類）を誰にでも自由に見せる定めがある場合に、これを見せること）に供されます。

縦覧書類：定款、役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの）、
 設立趣旨書、設立初年度・翌年度の事業計画書及び活動予算書
 軽微な補正：申請書が受理されてから1週間未満は軽微な補正を申請することができます。

認 証 ・ 不 認 証 の 決 定

設立の手続、申請書・定款の内容が法令の規定に適合しており、NPO法に定めるNPO法人の要件を満たしているかどうかを審査した結果、原則として申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。

設立登記

認証後2週間以内に、法人成立の登記を行わなければなりません。
 主たる事務所の所在地において登記された日が、法人の成立の日となります。
 （認証6か月経過後、なお未登記の場合、取り消されることがあります。）

登記完了届出書 （閲覧用書類）の 提出

法人成立の登記後、遅滞なく登記完了届出書に登記事項証明書及び設立当初の財産目録、定款等を阪南市長に届出します。

法人の運営

【提出物：①登記事項証明書（原本及びコピー） ②設立当初の財産目録 ③定款】